

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法等の改正に伴い、可児市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第1条】

【第23条の3の2第1項、第23条の3の3第1項】個人市民税における未婚のひとり親に対する税制措置の見直しに伴い、単身児童扶養者に係る規定を削除する。

【第37条新第5項】調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることを規定する。

【第71条新第2項】卸売販売業者等が製造たばこについて特定の売渡しをする場合の市たばこ税の課税免除の適用について、必要な手続きを規定する。

【付則第8条第1項】肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長する。

【付則第21条第1項】優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長する。

【第7条】個人市民税の非課税措置の対象者に単身児童扶養者を加える改正規定及び当該改正規定に係る附則を削除する。

(2) 施行日／令和2年4月1日

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

租税特別措置法等の改正に伴い、可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第2条第1項】企業等の特定業務施設の整備を促進するための当該整備に伴う不均一課税制度について、適用期限を2年延長する。

(2) 施行日／令和2年4月1日

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法の改正に伴い、可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第2条第2項、付則第1条の2～第1条の4、付則第2条～第7条、付則第9条】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、条項を廃止し、及び引用条項を改める。

(2) 施行日／令和2年4月1日

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法施行令の改正に伴い、可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第3条第2項】基礎課税額（医療給付費分）の賦課限度額を63万円（現行61万円）に引き上げる。

【第3条第4項】介護納付金課税額の課税限度額を17万円（現行16万円）に引き上げる。

【第23条】国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘じる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては28万5千円（現行28万円）に、2割軽減の対象となる世帯にあつては52万円（現行51万円）に引き上げる。

(2) 施行日／令和2年4月1日

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

介護保険法施行令の改正に伴い、可児市介護保険条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第2条】可児市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年可児市条例第6号）の一部改正

【附則第5条】改正後の条例第2条第1号から第3号までに該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料の軽減措置を拡充する。

(2) 施行日／令和2年4月1日

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い、可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第5条第2項第2号】消防作業従事者等の補償基礎額を8,900円（現行8,800円）に引き上げる。

【付則第3条の4第5項第2号、第6項、付則第4条第7項第2号、第8項】障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。

【別表】非常勤消防団員等の補償基礎額を引き上げる。

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)
分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)

() 内は、現行の補償基礎額

(2) 施行日／令和2年4月1日

議案第33号 令和2年度可児市一般会計補正予算(第1号)について

議案第34号 令和2年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第35号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため、改正するもの。

(2) 改正内容

【付則第5条】傷病手当金の支給、額及び支給期間について規定する。

【付則第6条、付則第7条】傷病手当金と給与等との調整について規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第36号 可児市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

岐阜県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給することに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第2条新第8号】市が行う後期高齢者医療の事務に、傷病手当金に係る申請書の提出の受付を追加する。

(3) 施行日／公布の日

○提出議案数／承認 6 予算 2 条例 2 合計10

○議案の取扱い / 即決10 合計10

諸般報告】

報告第 3 号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

和解及び損害賠償額を定めたもの。

交通事故に係るもの（1件）

損害賠償額 109,472円

報告第 4 号 繰越計算書について

次の予算の繰越計算書を報告するもの。【地方公営企業法第26条第3項】

令和元年度可児市水道事業会計予算

令和元年度可児市下水道事業会計予算